

御嵩町亜炭鉱跡等VR動画制作業務委託公募型プロポーザル実施要領

1. 業務の概要に関する事項

(1) 事業目的

本業務は、かつて隆盛を誇った御嵩町の亜炭鉱の歴史と現在の面影を、後世に伝える資料として残していくとともに、御嵩町が有する豊かな自然や魅力を次世代に引き継ぎ、亜炭鉱廃坑と御嵩町の魅力をトータルで紹介することを目的とした、VR 映像コンテンツ及び、コンピュータグラフィックを活用した動画（以下「VR 動画」という。）を制作するものである。

制作したVR動画は、町内の施設やイベントなどで公開するだけでなく、各種プロモーションの機会において戦略的に活用し、町の魅力を広く発信することを目的とする。

(2) 業務名

御嵩町亜炭鉱跡等VR動画制作業務委託（以下「本業務」という。）

(3) 業務内容

別紙「御嵩町亜炭鉱跡等VR動画制作業務委託仕様書」のとおり

(4) 履行期間

契約締結の日から令和6年1月31日(水)までとする。

(5) 業務委託提案上限額

4,415,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

2. 業務委託特定方法

本業務の委託事業者を選定するにあたっては、公募型プロポーザル方式とし、VR動画制作について高度な創造性、技術力、専門的な知識及び経験を有する者から技術提案及び企画提案を募集し、最も適切な者を本業務の受注者として特定することとする。

3. 参加要件

本プロポーザルの参加者は以下の条件を全て満たすこと。

- (1) 御嵩町競争入札参加資格停止措置要領（平成4年7月28日訓令甲第8号）による入札参加停止措置を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 役員に、次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。
 - ア 破産者で復権を得ない者

- イ 禁固以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (4) 次のアからウまでのいずれかに該当する者でないこと。
 - ア 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、御嵩町が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、御嵩町が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）
 - ウ 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第3条第1項に規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

4. 実施スケジュール

実施内容	実施期間
亜炭鉱廃坑跡の見学申込書提出期限	令和5年5月16日(火)12時まで
亜炭鉱廃坑跡の見学	令和5年5月17日(水)10時から 予備日：令和5年5月19日(金)
質問提出期限	令和5年5月29日(月)17時まで
質問回答日（随時）	令和5年5月31日(水)まで
参加申請書提出期限	令和5年6月2日(金)17時まで
企画提案書等提出期限	令和5年6月7日(水)17時まで
プレゼンテーション及び質疑応答	令和5年6月13日(火)
結果通知日	令和5年6月下旬
契約締結日	令和5年6月下旬

※ 本業務についての説明会は実施しません。

5. 亜炭鉱廃坑跡の見学に関する事項

(1) 見学申込の方法

- ア 提出書類 様式1 亜炭鉱廃坑跡見学申請書
 - イ 提出方法 持参、郵送又は電子メール
 - ウ 提出期限 令和5年5月16日(火)12時00分(必着)
- (2) 見学の方法
- ア 集合場所 御嵩町役場 まちづくり課
 - イ 集合時間 令和5年5月17日(水)10時00分から(雨天延期)
予備日：令和5年5月19日(金)10時00分から
 - ウ 持ち物等 活動しやすい靴及び活動しやすい服装を着用すること。
ヘルメットや照明等については、御嵩町にて準備するため不要。
- (3) 留意事項
- 亜炭鉱廃坑跡は危険であることを十分認識し、万一事故があった場合には、自己の責任において対処し、管理者に一切の請求をしないこと。
- また、見学する際に、上記事項についての承諾書に署名をすること。

6. 実施要領等に関する質問回答に関する事項

(1) 質問の内容

本業務に関する質問は、参加申請書、企画提案書等の作成及び提出に関する事項並びに業務実施に関する事項に限るものとし、評価及び審査に関する質問は一切受け付けない。

(2) 質問の方法

- ア 様式 質問書は任意の書式を使用すること。
- イ 提出方法 持参、郵送又は電子メール
- ウ 提出期限 令和5年5月29日(月)17時00分(必着)

(3) 質問に対する回答方法

質問に対する回答は、随時、御嵩町ホームページ「総合トップページ>事業者トップページ>事業者向け情報>入札情報>御嵩町亜炭鉱跡等VR動画制作業務委託に係る公募型プロポーザルについて」

(https://www.town.mitake.lg.jp/business/business/bid_information/post/0059725/)にある本業務のページ上で公表します。

7. 参加申請に関する事項

(1) 参加申請の方法

- ア 提出書類 様式2 公募型プロポーザル参加申請書
- イ 提出方法 持参、郵送又は電子メール
- ウ 提出期限 令和5年6月2日(金)17時00分(必着)

(2) 参加辞退の方法

参加申請書を提出した後に辞退する場合には、辞退届（任意様式）を提出すること。

8. 企画提案書等の提出等に関する事項

(1) 提出方法 郵送又は持参

(2) 提出期限 令和5年6月7日(水)17時00分（必着）

(3) 提出書類

ア 様式3 企画提案書 1部

イ 企画提案書 6部（正本1部、副本5部）

（企画提案書の構成）

表紙、目次、本編で構成すること。A4版縦、横書き、両面印刷、左綴り、本編20ページ以内とすること。ただし、図表等で必要な場合のみ部分的にA4版横やA3版で作成しても差し支えない。なお、白黒印刷・カラー印刷のいずれでも可とする。

ウ 様式4 業務担当者経歴書 1部

エ 業務見積書 1部（任意様式）

9. プレゼンテーション及び質疑応答に関する事項

(1) 開催日時 令和5年6月13日(火) 9時00分から

(2) 開催方法

ア プレゼンテーションの時間は20分以内、内容に関する質疑応答の時間は10分程度とする。

イ プレゼンテーションの発表者は3名以内とする。

ウ 使用する説明資料は、提出された企画提案書及び映像資料のみとする。映像資料については、発表者の任意のタイミングで再生するものとし、プロジェクター、スクリーンは町で用意する。

エ プレゼンテーションの実施順番は、企画提案書の受付順とし、提案者には開催通知にて事前に順番、集合時間等を通知する。

10. 提案の審査及び特定の方法

(1) 企画提案書の審査は「御嵩町亜炭鉱跡等VR動画制作業務委託プロポーザルに係る選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において、別紙1の評価基準表に基づき、各項目の配点の合計を100点満点として採点し、各選定委員の採点数の合計を算出する。

(2) 選定委員会における選定委員の採点数の合計点数が最も高い提案者を契約

- 予定者として特定する。
- (3) (2)に関わらず各選定委員の評価点の合計が満点の6割未満となった提案は選定から除外とする。
 - (4) 合計点数の最も高い提案者が複数いる場合は、最も高い提案者のうち提案金額の安価な提案者を契約予定者とする。なお、評価点及び提案金額が同じである提案者が複数いる場合は、同者らによるくじ引きにより決するものとする。
 - (5) 提案者が1者のみの場合には、選定委員会の結果において、選定委員の評価点の合計が満点の6割以上の評価を得た場合は当該提案者を契約予定者とし、満点の6割未満の場合には再度公募を実施するものとする。

1 1. 結果通知に関する事項

結果については、令和5年6月21日(水)までに提案者に対しメールにて通知する。

1 2. 留意事項

- (1) 企画提案書等の作成、提出、プレゼンテーション参加等に要する費用は、全て事業者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は、返却しない。
- (3) 提出された書類等は、無断で本業務以外に使用しない。なお、審査及び説明のため、写しを作成し使用することができるものとする。
- (4) 専門用語には注釈を付けるなど、分かりやすい表現で記載すること。
- (5) 企画提案書の記載内容及びプレゼンテーションにより、参加者の提案力や業務理解度などを判断するが、本公募型プロポーザルによる受注者の提案内容を全て実施することを保証するものではない。また、提案内容については、業務委託提案上限額の範囲内において実施可能な業務を記載すること。

1 3. 問い合わせ先及び各種書類の提出先

御嵩町役場 まちづくり課 担当：堀江
〒505-0192 岐阜県可児郡御嵩町御嵩1239番地1
TEL 0574-67-2111 内線2245
電子メール matidukuri@town.mitake.lg.jp

別紙 1

御嵩町亜炭鉱跡等VR動画制作業務委託公募型プロポーザル評価基準表

評価項目（評価対象）			配点
① 事業の理解度		御嵩町亜炭鉱跡等VR動画制作業務委託仕様書の業務の目的を理解していたか。	10
		質問に対して適切に対応できているか。	5
② 実施方針及び実施体制	実施体制	業務を適正かつ円滑に実施する基本的な方針は適正か。	10
		必要な人材の配置、体制であるか。	5
	業務実績	本事業に類する事業の実績を有しているか。	5
		実績、知識及びノウハウ等を十分に生かすことが期待できるか。	5
③ コンテンツの構成	地域特性	周辺の現状、御嵩町の地域特性や課題を適切に認識しているか。	10
		地域特性や課題、御嵩町の施策に関する方針等を踏まえた的確な提案内容であるか。	10
	展開及び構成	展開や構成がスムーズか。	5
④ コンテンツのシナリオ	先進性、話題性	先進性が高いものとなっているか。	5
		SNS等で拡散されるような内容か。	5
⑤ コンテンツの運用上の有用性	企画力、拡張性	360度VR動画が活かせるか。	5
		内容の追加・変更を容易にできるものか。	5
⑥ 映像制作技術	品質	映像は高品質で臨場感のあるものか。	5
⑦ 見積額	見積金額は妥当か。		10
合計			100